



あなたの資金をまちづくりに活用しませんか 元気!! 高梁まちづくり債

(高梁市平成22年度第1回公募公債)



市は、市民の皆さんを対象とした、住民参加型市場公募地方債「元気!! 高梁まちづくり債」を発行します。

これは、市が行う事業に対し、市民の皆さんから資金をお借りして有効に活用することで、協働のまちづくりや透明性のある行政運営を推進するとともに、市政への参加意識を高めていただくことを目的に発行するものです。

皆さんのふるさとへの思いを「元気!! 高梁まちづくり債」に託し、本市のまちづくりに参加してみませんか。今回の発行では、定住推進を目的とした子育て世帯向け市営住宅の整備に活用します。

■問い合わせ 総務課財政係 (☎②0206)

募集(購入)期間

7月23日(金)～30日(金)

(土・日曜日を除く、金融機関の窓口営業時間内)

※ 先着順で、売り切れ次第終了します。

購入概要

発行総額	3,200万円	利率・利回り	7月21日(水)決定 ※取扱金融機関店頭、市ホームページで発表
期間	5年(満期一括償還)	利払日	半年ごと(2月・8月の6日)
発行価格	額面100円につき100円	償還日	平成27年8月6日(木)
発行日	8月6日(金)		
購入限度額	1人10万円から100万円まで。10万円単位で購入できます。		
購入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住、または勤務している20歳以上の個人 ・市内に営業拠点のある法人 		

購入可能店舗

- ・トマト銀行高梁支店 (☎②3231)
- ・トマト銀行成羽支店 (☎④3351)

※購入に関する詳細は、各店舗へお問い合わせいただくか、店頭窓口のチラシをご覧ください。

購入の際に必要なもの

- ・購入代金
- ・印鑑(通帳の届出印)
- ・本人を確認できる資料(運転免許証、健康保険証など)
- ・トマト銀行の預金通帳(お持ちでない場合は当日作成します)
- ・マル優・マル特制度を利用する人は確認書類



©WANPUG

後期高齢者医療 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。今年度から保険料率(均等割額、所得割率)が変更になりました。

保険料率は、県後期高齢者医療広域連合の条例により2年ごとに直直されており、今年度から2年間の保険料率は、図1のとおりとなります。

が予想される医療費に対応していくとともに、経済情勢を踏まえ被保険者の負担を極力抑えるよう財政安定化基金を活用するなどして算出されました。

▽保険料の決まり方
平成22年度の保険料(限度額20万円) Ⅱ均等割額4万4000円+所得割額(所得133万円)×所得割率(8.55%)となります。

※一人当たりの保険料は1000円未満切り捨て。

限度額適用・標準負担額減額認定の更新

額については、7月中旬に皆さんへ通知する予定です。

後期高齢者医療制度の被保険者で住民税非課税世帯に属する人には、申請によって、入院時に医療機関へ支払う自己負担額や食事代などを減額することができます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

現在、お持ちの認定証の有効期限は7月22日(土)です。

すでに認定証をお持ちの人で引き続き該当となる人については、申請を省略し、新しい認定証を保険証に同封し7月下旬に送付します。

ただし、所得や入院日数(過去12カ月で90日を超える入院)長期入院該当)を確認する必要のある人は、申請が必要となります。

6月中旬に申請の案内を送付しますので、8月以降も認定証の交付を希望される場合は、再申請の手続きをしてください。

図1

保険料率
(平成20・21年度)
均等割額…43,500円
所得割率…7.89%



保険料率
(平成22・23年度)
均等割額…44,000円
所得割率…8.55%

所得とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額(遺族・障害年金等は除く)なお、新しい保険料率で算出された今年度の保険料

<入院時の負担>

対象	自己負担限度額	食事代(1食当たり)	
区分Ⅱ ・世帯全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)	24,600円	90日までの入院	210円
		長期入院該当 過去12カ月で90日を超える入院(要申請)	160円
区分Ⅰ ・世帯の全員が住民税非課税の人で、全員の所得が0円となる人 ・老齢福祉年金受給者	15,000円	100円	

■問い合わせ 保険課健康保険係 (☎②0258)、県後期高齢者医療広域連合 (☎0861-24510090)